

第2回日野町議会臨時会会議録

令和元年5月15日

開会 9時02分

閉会 13時41分

1. 出席議員（14名）

1番	野 矢 貴 之	8番	山 田 人 志
2番	山 本 秀 喜	9番	谷 成 隆
3番	高 橋 源三郎	10番	中 西 佳 子
4番	加 藤 和 幸	11番	齋 藤 光 弘
5番	堀 江 和 博	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 会議録署名議員

1番	野 矢 貴 之	13番	池 元 法 子
----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	藤 澤 直 広	副 町 長	高 橋 正 一
教 育 長	今 宿 綾 子	総務政策主監	安 田 尚 司
教 育 次 長	望 主 昭 久	総 務 課 長	藤 澤 隆
企画振興課長	正 木 博 之	税 務 課 長	山 口 明 一
住 民 課 長	澤 村 栄 治	福祉保健課長	池 内 潔
子ども支援課長	宇 田 達 夫	長寿福祉課長	山 田 敏 之
農 林 課 長	寺 嶋 孝 平	商工観光課長	福 本 修 一
建設計画課長	高 井 晴一郎	上下水道課長	長 岡 一 郎
生涯学習課長	吉 澤 増 穂	会 計 管 理 者	福 本 喜 美 代

5. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	山 添 昭 男	総 務 課 主 査	角 浩 之
--------	---------	-----------	-------

6. 議事日程

- | | | | |
|-----|----|----------------|---|
| 日程第 | 1 | 選第 1 号 | 議長選挙について |
| | 2 | 議席の指定について | |
| | 3 | 会議録署名議員の指名について | |
| | 4 | 会期決定について | |
| | 5 | 選第 2 号 | 副議長選挙について |
| | 6 | 選第 3 号 | 常任委員の選任について |
| | 7 | 選第 4 号 | 議会運営委員の選任について |
| | 8 | 選第 5 号 | 東近江行政組合の議会の議員の選挙について |
| | 9 | 選第 6 号 | 八日市布引ライフ組合の議会の議員の選挙について |
| | 10 | 選第 7 号 | 中部清掃組合の議会の議員の選挙について |
| | 11 | 議第 30 号 | 専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| | 12 | 議第 31 号 | 専決処分について（日野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について） |
| | 13 | 議第 32 号 | 専決処分について（日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| | 14 | 議第 33 号 | 日野町監査委員の選任について |
| | 15 | 議第 34 号 | 日野町固定資産評価員の選任について |
| | 16 | 議第 35 号 | 元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| | 17 | 議第 36 号 | 日野町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 18 | 議第 37 号 | 日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 19 | 議第 38 号 | 日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 20 | 議第 39 号 | 予算特別委員会の設置について |
| | 21 | 議第 40 号 | 総合計画特別委員会の設置について |
| | 22 | 議第 41 号 | 地方創生特別委員会の設置について |
| | 23 | 議第 42 号 | 議会広報特別委員会の設置について |
| | 24 | 議第 43 号 | 議会改革特別委員会の設置について |
| | 25 | 選第 8 号 | 予算特別委員会の委員の選任について |
| | 26 | 選第 9 号 | 総合計画特別委員会の委員の選任について |

- ” 27 選第10号 地方創生特別委員会の委員の選任について
- ” 28 選第11号 議会広報特別委員会の委員の選任について
- ” 29 選第12号 議会改革特別委員会の委員の選任について
- ” 30 議員派遣について

会議の概要

－開会 9時02分－

事務局長（山添昭男君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立願います。

一同礼。

－起立・礼－

事務局長（山添昭男君） ご着席下さい。

本臨時会は、日野町議会議員一般選挙後の初議会でございます。

臨時議長が着席されるまでの間、事務局が進行をさせていただきます。

開会にあたりまして、町長より招集のご挨拶がございます。

町長。

町長（藤澤直広君） 皆さん、おはようございます。

木々の緑も一段と鮮やかさを増してまいりました。開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第2回臨時会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。

4月の日野町議会議員一般選挙においてご当選されましたことに心からお祝い申し上げます。住民の皆さんの代表としてご活躍されますことをご期待申し上げますとともに、町政執行に対しご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いをしたいと思います。

さて、5月1日に新天皇が即位をされました。祝意をあらわしますとともに、今後も憲法のもとで象徴天皇としてご活躍されますことをご期待するところでございます。

5月3日には恒例の日野祭が行われました。今年は850年の歴史を刻む年でもございました。天候に恵まれ、綿向神社に曳山とみこしなどが勢ぞろいし、町内外から多数の観光客でにぎわいました。今年も五穀豊穡と社会の安泰を願う盛大なお祭りが住民の皆さんの力で開催されたことをうれしく思うところでございます。

日野町役場におきましても新年度がスタートをいたし、早1カ月半が経過いたしました。この間、子育て世代のニーズに対応するため増築した学童保育所ヒノキオのC、D棟の開所、子育て中の親子が気軽に集える「ぼけっと」がプレオープンをしたところでございます。引き続き、子どもたちが安全、安心に育つまちづくりをはじめとして力を出していきたいと、このように思っております。

また、今年度から第6次日野町総合計画策定に向け、住民懇話会を設定しながら、住民の皆さんの参加とご協力のもとで策定を進めてまいりたいと考えております。

なお、4月25日に田舎体験の事業の中で、トラクター事故によって生徒さんと受け入れ家庭の方が負傷をされた事故がございました。大変残念なことであり、二度

と繰り返さないよう対応してまいりたいと考えております。この間の状況と経過については議会にもご報告を申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、本臨時会では議会人事案件を含む9件の案件についてご審議をいただくところでございます。十分ご審議をいただき、適切なる採択を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局長（山添昭男君） 議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、杉浦和人議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。それでは、杉浦和人議員、議長席にご登壇をお願いいたします。

臨時議長（杉浦和人君） それでは、ただいまご紹介いただきました杉浦和人でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わりますまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

議員諸君のご協力によりまして、議事がスムーズに進行できますことを心からお願ひ申し上げます。

お諮りいたします。初議会でもありますので、自己紹介をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

－異 議 な し－

臨時議長（杉浦和人君） 異議なしのお声をいただきました。ありがとうございます。

それでは、ご承諾いただいたとして、自己紹介をお願いいたします。

まことに勝手でございますが、議員に引き続き、執行部の皆さんにも順次お願ひを申し上げたいと思ひます。

それでは、1番議員からよろしくお願ひいたします。

－自 己 紹 介－

臨時議長（杉浦和人君） ありがとうございます。

これより、本日をもって招集されました令和元年第2回臨時会を開会いたします。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

日程第1 選第1号、議長選挙についてを上程いたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票または指名推選のいずれの方法といたし

ましようか。ご意見をお伺いいたします。

－投 票－

臨時議長（杉浦和人君） 投票の声がありました。

選挙の方法につきましては、投票のご意見がありましたので、そのようにさせていただきます。よろしいでございましょうか。

－異 議 な し－

臨時議長（杉浦和人君） 異議なしとのお声をいただきましたので、選挙は投票によって行います。直ちに議場を閉鎖いたします。

－議 場 閉 鎖－

臨時議長（杉浦和人君） 議場が閉鎖されました。ただいまの出席議員は14名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、野矢貴之君、2番、山本秀喜君の2名を指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

臨時議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、立会人に1番、野矢貴之君および2番、山本秀喜君の2名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

－投票用紙配付－

臨時議長（杉浦和人君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

－な し－

臨時議長（杉浦和人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

－投票箱点検－

臨時議長（杉浦和人君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。順次投票をお願いいたします。投票は1番から順次お願いいたします。

－投 票－

臨時議長（杉浦和人君） 投票漏れはございませんか。

－な し－

臨時議長（杉浦和人君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。1番、野矢貴之君および2番、山本秀喜君の立会をお願いいたします。

－開 票－

臨時議長（杉浦和人君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ。有効投票中、杉浦和人君9票、池元法子君5票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、議長に私、杉浦和人が当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

－議場閉鎖解除－

臨時議長（杉浦和人君） ただいま議長に当選いたしました私杉浦に、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知を行います。

ここで、新議長としてのご挨拶を行わせていただきます。

新議長（杉浦和人君） 就任にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

ただいまは議長という職につかせていただきまして、大変光栄に存じる次第とともに、身に余る思いでございます。ただいま私を推挙いただきました皆さん方の期待にしっかりと応えていくよう精進してまいりたいと思いますとともに、また投票いただけなかった方には必ず認めていただけるように、これからも頑張って議長活動に努めてまいりたいと存じます。

これまでもそうございましたけれども、これからも法令遵守、日野町議会基本条例を遵守しながら、円滑な議会運営をしてまいりたいと存じます。どうぞひとつ皆さんの格段のご協力をお願い申し上げたいと存じます。

私たち地方議会が一番大切にしなければならないことは、何よりも住民生活の向上であります。ご案内のとおり、今、日野町におきましては、人口減少、少子高齢化、まだまだ課題が山積いたしておりますけれども、こうした問題1つ1つに議員が、議会が力をあわせてともに頑張っていくことが大切かなと、こんなことを思っております。

顧みますと、平成24年11月19日に議会報告会が行われました。日野町林業センターで行われました議会報告会で、当時の中学校のPTAの役員さんから、あの中学校のコンクリートの中で子どもたちが勉強するのに、あれでいいのかという厳しいご意見をいただきました。すなわち給食よりも早くクーラーを設置せよという、こういうご意見でございました。その思いを受けて、東京の方の文科省にも陳情に行きまして、ようやくこの思いが届くようなお話を伺いまして、当時副町長でありました岡村さんに電話を入れました。国の方は予算をつけていただけるけれども、地元の方はどうやろう。私一了見ではいけない、町長と相談して返事をさせてもらう。こういう話で、町長の英断もあって、中学校にクーラーを設置いたしました。

昨年、また10月16日には甲賀市と日野町との境の美化、いわゆる清掃問題について区町会長さんからご指摘をいただきました。これも議会報告会で出たご意見ということで県の方にもお願いをいたし、まさにこうした問題について、議会の声だということで県当局にもご理解いただき、昨日確認をさせていただきましたら、この

問題についても全面的に取り組んでいただけるように、このようにお話をいただきました。

まさに今、原発も大事です。憲法9条も大事です。しかし我々、最も大事なことは、一番身近にある住民生活の向上であります。このことにみんなが力をあわせて、そして知恵を出し、汗をかき、議会が一丸となって、昭和30年から、町村合併以来から日野町では県議員がなくなったことはございません。残念ながらそういう状況に相なったわけでございます。本当にいろいろとご議論もあろうと思えますけれども、こうした問題が議会報告会で取り上げられなくても、議会が一丸となって取り組みをして、そして一日も早く、本当に住んでよかったなという、こういう日野町の住みよい町のために先頭に立って頑張っていきたい、このような思いでございます。

どうぞまた議員の皆さん、そしてまた執行部の皆さんのご指導をよろしくお願い申し上げまして、言葉整いませんけれども、議長就任にあたりましてのご挨拶にさせていただきます。どうぞひとつよろしくお願いいたします。

臨時議長（杉浦和人君） これをもちまして、臨時議長の職務を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） それでは引き続き、新議長として議事進行を務めさせていただきます。

日程第2 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席をいただいておりますとおりに指定いたしたいと思えます。ただいま着席のとおり、野矢貴之君を1番とし、順次議席番号といたしたいと思えます。

日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、野矢貴之君、13番、池元法子君を指名いたします。

日程第4 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、よって本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第5 選第2号、副議長選挙についてを上程いたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票または指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。ご意見をお伺いいたします。

— 投 票 —

議長（杉浦和人君） 選挙の方法については、投票というご意見がありましたので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） 異議なしの声をいただきましたので、選挙は投票によって行います。

直ちに議場を閉鎖いたします。

－議場閉鎖－

議長（杉浦和人君） 議場が閉鎖されました。

ただいまの出席議員は14名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人には1番、野矢貴之君と2番、山本秀喜君の2名を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、立会人には1番、野矢貴之君および2番、山本秀喜君の2名を指名いたします。

投票用紙の配付をいたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

－投票用紙配付－

議長（杉浦和人君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

－投票箱点検－

議長（杉浦和人君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。順次投票をお願いいたします。投票は1番から順次お願いいたします。

－投票－

議長（杉浦和人君） 投票漏れはございませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） 投票漏れはなしと認め、投票を終了いたします。

開票を行います。1番、野矢貴之君および2番、山本秀喜君、立会をお願いいたします。

－開票－

議長（杉浦和人君） それでは開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ。有効投票中、谷 成隆君9票、齋

藤光弘君 5 票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 4 票であります。

よって、副議長に谷 成隆君が当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

－議場閉鎖解除－

議長（杉浦和人君） ただいま副議長に当選されました谷 成隆君が議長におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、副議長の挨拶がございます。谷 成隆君。

新副議長（谷 成隆君） 一言ご挨拶申し上げます。

ただいま副議長選挙におきまして、多くの議員各位の皆様方にご支持を賜り選任いただきまして、まことにありがとうございます。

本日より、日野町議会は新議長のもとスタートいたします。今後は議長の補佐役として副議長の職務を遂行し、開かれた議会、また分かりやすい議会の推進と議会の公平かつ円満な運営に全力を尽くしてまいります。

議員の皆様方、町長はじめ執行部の皆様方には、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 日程第 6 選第 3 号、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、お手元へ配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、よって、常任委員会の委員は、お手元へ配付の名簿のとおり選任することに決定いたします。

なお、ただいま指名いたしました常任委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、各委員会において互選の上、議長に報告されますようお願い申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

－休憩 9 時 4 0 分－

－再開 1 0 時 3 4 分－

議長（杉浦和人君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各常任委員会の正副委員長が互選され、決定されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長に中西佳子君、副委員長に野矢貴之君。

産業建設常任委員会委員長に山田人志君、副委員長に山本秀喜君。

厚生常任委員会委員長に齋藤光弘君、副委員長に高橋源三郎君。

以上のとおりであります。

日程第7 選第4号、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元へ配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、お手元へ配付の名簿のとおり選任することに決しました。

なお、ただいま指名いたしました議会運営委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、互選の上、議長まで報告されますようお願いいたします。

日程第8 選第5号から日程第10 選第7号まで、東近江行政組合の議会の議員の選挙についてほか2件についてを一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、日程第8 選第5号から日程第10 選第7号まで、東近江行政組合の議会の議員の選挙についてほか2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名をすることに決しました。

それでは、各組合の議会の議員の指名を行います。

東近江行政組合議会の議員は、池元法子君、私、杉浦和人、以上2名、八日市布引ライフ組合議会の議員は、山田人志君、中西佳子君、齋藤光弘君、以上3名、中部清掃組合議会の議員は、山本秀喜君、高橋源三郎君、加藤和幸君、西澤正治君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を各組合議会議員の当選人に定めることにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました各組合議会の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

日程第11 議第30号から日程第19 議第38号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか8件を一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第11 議第30号、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月29日に公布されたことに伴い、日野町税条例の一部を改正する条例の専決処分を同日付で行ったものでございます。

今回の主な改正は、住宅借入金特別控除に係る控除期間の拡充のほか、所要の規定を整備するものでございます。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第12 議第31号、専決処分について（日野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年3月29日に公布されたことに伴い、日野町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分を同日付で行ったものでございます。

今回の改正は、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化するもので、平成27年4月から行われている第1段階の第1号被保険者の減額賦課に係る減額幅を引き上げるとともに、新たに軽減措置の対象を第2段階、第3段階の第1号被保険者にまで広げることとし、これらの者の所得の段階別に減額賦課に係る保険料率を定めるものでございます。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第13 議第32号、専決処分について（日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月29日に公布されたことに伴い、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を同日付で行ったものでございます。

今回の主な改正は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を3万円引き上げるほか、国民健康保険税の減額措置の拡充を図るため、軽減判定所得の算定における加算額を引き上げるものでございます。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第14 議第33号、日野町監査委員の選任について。

本案は、高橋 渉議員の任期満了に伴い、その後任として西澤正治氏を選任するため同意を求めるものでございます。任期は令和5年4月30日まででございます。

ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第15 議第34号、日野町固定資産評価員の選任について。

本案は、日野町固定資産評価員に山口明一氏を選任するため、地方税法第404条第2項の規定により同意を求めるものでございます。ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第16 議第35号、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本案は、元号を改める政令の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

内容は、条例中にある平成31年5月1日以降の日付等の表記を平成から令和に改めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第17 議第36号、日野町税条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、本年3月29日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の規定に基づき、日野町税条例の一部を改正する条例の制定を行うものでございます。

主な改正内容は、個人町民税ふるさと納税制度の見直しに伴い、特例控除額の措置対象を都道府県、市町村または特別区に対する寄附金から特例控除対象寄附金に改めるもののほか、所要の規定を整備するものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第18 議第37号、日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の制定公布に伴い、日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、家庭的保育事業者等に係る連携施設の確保や自園調理の提供における猶予期間が一部延長されたことなどから、所要の改正を行うものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第19 議第38号、日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の制定公布に伴い、日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、放課後児童支援員の資格に係る規定について改めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。休憩中に議会運営委員会の委員長の互選、その後、全員協議会でただいまの案件の説明を行っていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは暫時休憩いたします。

－休憩 10時43分－

－再開 12時00分－

議長（杉浦和人君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選がされ、決定いたしておりますのでご報告をいたします。委員長に後藤勇樹君、副委員長に池元法子君。以上のとおりであります。

日程第11 議第30号から日程第13 議第32号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか2件を一括議題として、各案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

それでは、日程第11 議第30号から日程第13 議第32号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか2件を議題とし、討論に入ります。

討論はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第30号から議第32号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか2件について、別に反対討論がありませんので一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議第30号から議第32号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか2件については原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第30号から議第32号まで、専決処分について（日野町税条例の一部を改正する条例の制定について）ほか2件については、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第14 議第33号、日野町監査委員の選任についてを議題といたします。
地方自治法第117条の規定に基づき、西澤正治君の退席を求めます。

－西澤正治君退席－

議長（杉浦和人君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） 異議なしと認め、質疑を終わります。

本案は、人事案件の関係上、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより採決を行います。

議第33号、日野町監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第33号、日野町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

ここで西澤正治君の復席を求めます。

－西澤正治君復席－

議長（杉浦和人君） 次に、日程第15 議第34号、日野町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定に基づき、山口明一税務課長の退席を求めます。

－山口明一君退席－

議長（杉浦和人君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

本案は、人事案件の関係上、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより採決を行います。

議第34号、日野町固定資産評価員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第34号、日野町固定資産評価員の選任について、原案のとおり同意することに決しました。

ここで山口明一税務課長の復席を求めます。

－山口明一君復席－

議長（杉浦和人君） それでは次に、日程第16 議第35号から、日程第19 議第38号まで、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか3件についてを一括議題といたします。

質疑はありませんか。

8番、山田人志君。

8番（山田人志君） 私からは、議第38号、日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これに関連してお尋ねさせていただきたいと思います。

これまで私自身余り学童保育ということに接点がなかったもので、この議案が出まして、改めてこの改正案のものの条例を読み返しさせていただきまして、それでもちよっと具体の部分が余り分からなかったのもので、改めて確認とお尋ねを何点かさせていただきたいというふうに思います。

仮にヒノキオを例にとった場合、建物施設については町の予算で工事請負費が計上されていまして、町の所有資産ということでもいいのかなと思うんですが、設備については同じように考えていいのかということ。そして、その建物、設備を含めた管理主体はどこなのかということ。さらに、事業の運営主体、運営事業者はおそらくNPO法人のひの学童保育さんということなのかと思うんですが、それでいいのかということと、そのNPO法人と町との関係というのはどうなっているのかということ。そして、最後にその上で今回議案に上程されて出てくる放課後児童支援員はどこに所属されるのかということ。以上の点を確認とお尋ねをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 8番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。

子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） ただいま議第38号について質疑をいただきました。学童保育所ヒノキオの建物については昨年度建設をさせていただいたところです。当然建物は町が責任を持って建てたということで、設備についても町で整備をさせていただいております。管理につきましても町が責任を持ってですが、運営上の細かなものといえますか、数万円程度のものについては現在NPOの方で修繕をいただいている場合もございます。しかし、大もととしては町が責任を持っているところでございます。

運営につきましては、NPO法人として、これは平成29年に立ち上げていただいたんですけれども、そこが責任を持って運営をいただいております。もともとは日野町においては保護者会が中心となって立ち上げて、現在まで運営をいただいたわけですが、その後支援員さんの所属という話もございましたが、支援員さんたちの身分というのか、そういうことを安定させる面でもこのNPO法人に移行をいただいたというところでございます。

町とNPOとにつきましては、現在、保護者会からその後継続してということで、お互い助け合いといえますか、そういう中で適切に運営をいただいているというところでございます。契約を結んでやっていたというところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

8番（山田人志君） 実際にはもう少し確認したいところもあるんですが、今日は初議会ということで非常に時間も限られていますので、またそういう機会があればということで再質問はいたしません。

これで私の質疑は終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第16 議第34から日程第19 議第38号まで、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか3件については、委員会付託を省略し、討論を行い、採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第35号から議第38号まで、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか3件については、別に反対討論がありませんので一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議第35号から議第38号まで、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか3件については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第35号から議第38号まで、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてほか3件については、原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。着席のままお待ち下さい。

— 休憩 12時11分 —

— 再開 12時20分 —

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

お諮りいたします。ただいま後藤勇樹君から、議第39号、予算特別委員会の設置について、議第40号、総合計画特別委員会の設置について、議第41号、地方創生特別委員会の設置について、議第42号、議会広報特別委員会の設置についておよび議第43号、議会改革特別委員会の設置についてが提出されました。

これらをこの際、お手元へ配付のとおり日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、日程第20 議第39号、予算特別委員会の設置についてから日程第30 議員派遣についてを日程に追加し、議題といたします。

それでは、日程第20 議第39号から日程第24 議第43号まで、予算特別委員会の設置についてほか4件を一括議題とし、提出者より提案理由の説明を求めます。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、今回の特別委員会の設置は議員提案となりますので、各特別委員会設置の趣旨説明を、私、議会運営委員長からさせていただきます。

まず、日程第20 議第39号、予算特別委員会の設置について提案説明をさせていただきます。

町の歳入歳出予算とは、年度中に実施したい事務、事業、施策にどれだけの経費をかけるか、また、それを補うために必要な財源をどのように調達するのか、いわば地方自治の精神であります住民の安全、健康および福祉の保持がどのように生かされているのか、住民にとって一番身近で最も重要なものでございます。そのために、予算の議決権は議会のみが有する権限であって、この議決なくしては確定せず、執行することができないという重要な責務を担っている議会として、予算科目全体に責任を負うという立場から、2009年（平成21年）3月議会より、議長を除く全議員参加のもとで予算特別委員会を設置し、一般会計、歳入歳出予算の全てを審議してきたわけでございます。全てにわたる一般会計予算は住民生活に大いにかかわりがございまして、住民の立場でチェックし、審議・議決することは、議会議員の重要な任務でもございます。

以上の理由から、予算特別委員会の設置を提案するものでございます。なお、この委員会委員は議長を除く13名といたしたいと考えております。

続きまして、日程第21 議第40号、総合計画特別委員会の設置について提案をさせていただきます。

総合計画は、まちづくりの最上位計画として地域の目指すべき姿を明確にし、政策、施策、事務事業を全般にわたり網羅的に掲げているものでございます。

現在日野町においては、平成22年12月24日に議会で議決を行った、平成23年度から平成32年度、これは令和2年ですね、までの10年間を期間とする第5次日野町総合計画に基づき、総合的、計画的な取り組みを実施しているところでございます。

2011年（平成23年）5月2日に地方自治法が改正され、地方自治体の基本構想の策定義務はなくなりましたが、町は平成31年第1回定例会に日野町総合計画策定条例を議会に提案し、議会は賛成全員で可決したところでございます。同条例第6条では、町長は、総合計画を策定し、または変更するときは、議会の議決を得なければならないと規定されております。町はこれから、次期第6次日野町総合計画策定に向けた取り組みを進めようとしております。我々議会として、議員として、町が策定した計画案を審議し、議決するだけでよいのでしょうか。議会基本条例では、議会は政策提言に努めることとございます。

第16期議員は、人口減少対策特別委員会と地域経済対策特別委員会が合同で調査研究を行い、第5次総合計画や総合戦略に掲げられている施策の評価とあわせて、中長期的な観点から取りまとめた定住・移住の促進に関する提言を町長に提出いたしました。議会としてチェック機能ということも大事なことです。前段階から政策にかかわる調査研究を行い、町に提案や提言に努めることが二元代表制の一翼を

担う議会の役割ではないかとの考えから、このような先例を見習い、継承し、第6次総合計画策定に関して集中的な議論や研究を進めていくため、総合計画特別委員会の設置を提案するものでございます。委員は7名とするものでございます。

続きまして、日程第22 議第41号、地方創生特別委員会の設置について提案をさせていただきます。

現在、全国的に人口減少時代に入っており、そういう中であって日野町においても緩やかに人口減少が進んでいるところでございます。議会では、第16期議員が人口減少対策および地域経済対策についてをテーマに、4年間で計8会場で開催した議会報告会において、町民の皆さんと意見交換を行いました。人口減少に歯止めをかけ、若者が安心して住み続けられる町を目指すには、第一に働く場、雇用の確保が必要です。企業を誘致するには幹線道路の整備も必要です。また、生活の場、住宅の確保や子育て環境の整備も大切な施策です。ほかにも高齢者の生活支援や空き家対策、そしてそれらの施策を展開するには自主的な財源確保が欠かせない、そのような努力をすべきであるなど、たくさんの貴重な、建設的なご意見をいただき、議会もそれに応えていかなければならないとの思いで議会活動に取り組んでまいりました。

国においては、人口減少・超高齢化社会を迎え、平成26年に地方創生関連2法案を成立させ、まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められ、これに基づき、日野町においても市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として日野町くらし安心人づくり総合戦略の策定を行いました。総合戦略では、平成27年度から5年間の基本的な方向と施策の取り組みを定め、創意工夫を凝らし、4つの基本目標からなる50の施策を掲げ、取り組んでおります。さらに、地方創生を進めるため、国では令和2年以降の次期5カ年の総合戦略の策定に向けての検討、取り組みが進められております。

このような状況の中、人口減少問題や地域経済対策の課題解決に向け、地方創生の取り組みについて、議会で集中的な議論や研究を進めていくことが重要であるとの観点から、地方創生特別委員会を設置されたく提案するものでございます。なお、定員は7名とするものでございます。

続きまして、日程第23 議第42号、議会広報特別委員会の設置について提案をさせていただきます。

日野町議会基本条例にのっとり、町民の皆さんに対して開かれた議会を目指して、その1つとして、平成30年3月から日野町議会広報誌「日野町議会だより」の編集、発行を行ってまいりました。引き続き、目的を果たすため、議会広報特別委員会を設置し、広報誌「日野町議会だより」の編集作業を円滑に行おうとするものでございます。なお、定員は7名とするものでございます。

続きまして、日程第24 議第43号、議会改革特別委員会の設置について提案をさせていただきます。

日野町議会においては、平成23年4月に、全国の町村議会に先駆けて日野町議会基本条例を制定いたしました。この条例は、町政の情報公開と町民参加を原則とした、地方分権時代にふさわしい、町民に身近な議会ならびに議員の活動の活性化、充実および資質の向上のために必要な議会運営の基本事項が定めてあり、町民の皆さんの福祉の向上と、安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的としております。

この日野町議会基本条例を最高規範として、目的の達成のため数々の議会改革に取り組んできたところでございますが、住民の代表である議会はいつの時代も現状を見直し、住民の信頼が得られるよう議会改革を行う必要がございます。地方分権改革により地方自治体の権限が強化され、監視機関、意思決定機関としての議会の責任はますます重くなってきております。

住民が求める住みよい町をつくるために、期待に応えるために、住民の参画、議員と住民とのコミュニケーションを図り、議論する議会、開かれた分かりやすい議会を目指し、議員一丸となって進めていかなければなりません。二代表制のもと、議会は何をすべきか、どうあるべきかを確認し、議会および議員がその使命を果たしていくことを目的として、議会改革特別委員会を設置されたく提案するものでございます。なお、委員は議長を除く13名とするものでございます。

以上をもって、提案理由とさせていただきます。議員の皆さんのご賛同のほど、よろしくお願いを申し上げます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

日程第20 議第39号から日程第24 議第43号まで、予算特別委員会の設置についてほか4件を一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

それでは、日程第20 議第39号から日程第24 議第43号まで、予算特別委員会の設置についてほか4件を議題とし、討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第39号から議第43号まで、予算特別委員会の設置についてほか4件について、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議第39号から議第43号まで、予算特別委員会の設置についてほか4件については、原案のとおり賛成する諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第39号から議第43号まで、予算特別委員会の設置についてほか4件については、原案可決と決しました。

なお、ただいま設置されました各特別委員会は、閉会中の継続審査とすることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各特別委員会は閉会中の継続審査といたします。

ただいま設置いたしました各特別委員会の委員の選任については、日程第25 選第8号から日程第29 選第12号まで、予算特別委員会の委員の選任についてほか4件を一括議題とし、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元へ配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、各特別委員会の委員は、お手元へ配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、互選の上、議長まで報告されますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

－休憩 12時34分－

－再開 13時36分－

議長（杉浦和人君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各特別委員会の正副委員長さんの互選がされ、決定されておりますので、ご報告を申し上げます。

予算特別委員会委員長、中西佳子君、副委員長、高橋源三郎君。

総合計画特別委員会委員長、山田人志君、副委員長、堀江和博君。

地方創生特別委員会委員長、池元法子君、副委員長、野矢貴之君。

議会広報特別委員会委員長、堀江和博君、副委員長、後藤勇樹君。

議会改革特別委員会委員長、堀江和博君、副委員長、奥平英雄君。

以上のとおりであります。

日程第30 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することといたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告をお願いいたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（藤澤直広君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本日の臨時議会に提案いたしました議案9件につきまして、慎重なご審議を賜り、提案どおり可決、ご承認をいただきました。厚く御礼申し上げます。

また、今議会では、議会の役職構成等を決められ、杉浦議長、谷副議長が就任されました。さらに、各委員会や組合議員など新たな議会体制も確立されたところでございます。今後の議員各位のご活躍をご期待申し上げます。

現在の地方自治体をめぐる状況は引き続き厳しいものがございますが、適切な行財政運営に努め、持続発展可能な元気あるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

議員各位におかれましては、公私ともご多用のことと存じますが、健康には十分ご留意いただきまして、議員活動はもちろんのこと、各方面でのご活躍を心からご期待申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 以上をもちまして、本日の会議を閉じ、令和元年第2回臨時会を閉会いたします。

一同起立、礼。

－起 立 ・ 礼－

議長（杉浦和人君） ご苦勞さまでございました。

－閉会 13時41分－

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会臨時議長 杉浦 和人

議 長 杉浦 和人

署名議員 野矢 貴之

署名議員 池元 法子